

令和7年度八女市シティプロモーションメディア発信業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、メディアや SNS を活用し、若者をはじめ全国の人々へ八女市の魅力を発信することと、「八女市ブランド」の確立と認知度向上を図り、関係人口の創出や移住定住促進を目指すとともに、観光客誘致による地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度八女市シティプロモーションメディア発信業務

3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) マスメディアを活用したプロモーションの企画及び構成

ア 八女市の魅力（ヒト・モノ・カネ）を伝えるテレビ番組を企画すること。（例えば、自然体験、食文化体験、ものづくり体験といった体験情報を効果的に発信する等。）

イ 八女市の旧町村をメインにすること。

ウ 10代後半から40代、若者や女性をターゲットとすること。

(2) マスメディアを活用したプロモーションの実施

ア テレビ番組により、市内外に八女市の情報を効果的に発信すること。

イ 多様なメディアミックスによる効果的な情報発信も広く受け付ける。

ウ メディア露出の際には SNS 等での周知を図ること。

(3) 効果測定及び報告

視聴率や SNS の反響等のデータを分析し、報告書を作成すること。

5 成果品

以下の成果品を発注者へ納品すること。

(1) 業務報告書

(2) 情報発信した内容のデータ及び DVD

6 留意事項

(1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

(2) 受託者は業務の遂行にあたり、最大の効果を発揮できるよう努めるとともに、効果がより高いと考えられる場合においては本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案

を行うこと。

- (3) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じ随時、八女市から貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、八女市の指示にしたがうこと。
- (4) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (5) 本業務で得られた成果品の著作権については、発注者と受託者が協議の上決定する。
- (6) 受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

7 協 議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度協議すること。